

みやしろ健康福祉プラン第4期障がい者基本計画の 計画期間の延長について

標記の第4期障がい者基本計画は、平成24年度から5ケ年の計画期間で策定され、平成28年度で計画期間が満了となりますが、障がい者基本計画と障がい福祉計画の計画期間を一致させ、両計画を一体的に作成することで、より実効性のある計画とするために計画期間を下記のとおり1年間延長するものです。

【計画期間のイメージ】

